

## 水質検査【省略12項目】

項 目	概 要	基 準 値 (mg/L)	備 考
1. 一般細菌	水や土壌に生息している雑菌で、特定の条件で培養した時に、培地に集落を形成する細菌のことであり全ての細菌を表すものではない。	100個/mL	病原 微生物
2. 大腸菌	糞便汚染の指標としての信頼性を向上させるために大腸菌群が大腸菌に変更された。	検出されないこと	
3. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	硝酸イオンや硝酸塩に含まれる窒素及び亜硝酸イオンや亜硝酸塩に含まれる窒素のこと。硝酸イオンは有機及び無機の窒素化合物である。亜硝酸態窒素は、水に混入したアンモニア態窒素が酸化されて生じる場合が多いが、硝酸態窒素の還元によって生じる場合も多い。	10	無機物質
4. 鉄及びその化合物	生体必須元素（1日必要摂取量は10mg程度）で、基準値は味覚及び洗濯物への着色の観点から定められている。	0.3	色
5. 塩化物イオン	急激な増加は汚染の疑いの指標となり、基準値は味覚の観点から定められている。 食塩目標摂取量は10g/日以下。	200	
6. カシウム、マグネシウム等（硬度）	生体必須元素（Caは0.7g/日必要）で、硬度はカルシウムとマグネシウムの総和（炭酸カルシウムに換算）のこと。含有量によって、硬水・軟水と呼ばれる。基準値は石鹼の泡立ちなどへの影響を防止する観点から定められている。日本の水道原水の75%は50mg/以下の軟水である。 軟水：0～60mg/                      硬水：120～180mg/ 中程度の軟水：60～120mg/      極度な硬水：180mg/以上	300	味覚
7. 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	水中に存在する有機物に含まれる炭素の総量を全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を示す指標として定められた。	3	味覚
8. pH値	pH7は中性で、これより値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、これより値が小さくなるほど酸性が強くなる。水道施設の腐食等を防止する観点から水質基準が決められている。	5.8～8.6	
9. 味	水に溶存する物質の種類・濃度によって感じ方が異なる。亜鉛等の無機イオンは収れん味を、遊離炭酸は酸味を、無機塩類は塩味を、タンニンは苦味を与える	異常でないこと	基礎的 性状
10. 臭気	水の臭気は、かび臭、生ぐさ臭、薬品性臭気、金属臭等に分類される。	異常でないこと	
11. 色度	色度とは、水中に含まれる溶解性及びコロイド性物質が呈する黄褐色の程度をいう。	5度	
12. 濁度	濁度とは、水の濁りの度合いをいう。	2度	

検査のご依頼は、お電話にてお願い致します。